

下関市工事請負契約書第26条第6項【インフレスライド条項】

の運用改定について（お知らせ）

令和5年1月
下関市

賃金の変動に対する工事請負契約書第26条第6項（インフレスライド条項）の運用及び運用マニュアルについて、山口県に準じて改定しますので、お知らせします。

「インフレスライド」とは、工事請負契約書第26条第6項に基づき、予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったとき、請負代金の変更を請求できる措置です。

1. 改定概要

適用対象工事の見直し

変更前：賃金水準（労務単価）の変更がなされた工事



変更後：労務又は資材単価の変更がなされた工事

労務又は資材単価の変更による残工事費の変更額が、
残工事費の1%を超える場合に、請求が可能となりました。

なお、スライド額の算出方法に変更はありません。

詳細につきましては、山口県技術管理課のページをご覧ください。

[「インフレスライド条項の運用について」](#)〈外部リンク〉

2. 適用基準日

令和5年1月4日以降適用するものとし、既契約工事、入札公告中の工事についても適用する。

3. その他

工事請負契約書第26条第5項（単品スライド）についても、山口県に準じて運用しています。

[「単品スライド条項の運用について」](#)〈外部リンク〉